

2019年度 事業計画書

(2019年4月1日～2020年3月31日)

公益社団法人北海道ろうあ連盟

2019年度事業計画

■基本的な考え方

2019 年度は、当連盟の創立 70 周年にあたり第60回全道ろうあ者大会は創立 70 周年記念大会となります。

また、念願の聴覚障害者情報提供施設が 2019 年 8 月 1 日オープンにむけて協議を継続しています。

2018 年 4 月に北海道手話言語条例・意思疎通支援条例が施行され、公益社団法人として、聴覚障害者の権利を擁護した事業を推進するとともに、「手話は言語」を社会に啓発し、聴覚障害者の社会的地位の向上と社会参加の増進に努め、情報・コミュニケーション全般にわたる福祉の増進に寄与するため下記の事業を行います。

(1) 聴覚障害者情報提供施設の設置管理並びに運営に関する事業

(2) 聴覚障害者の権利擁護、福祉向上及び相談支援

(3) 手話通訳者の設置、派遣並びに養成及び研修

(4) 手話通訳者養成講師の育成及び研修

(5) 聴覚障害及び手話に関する社会啓発及び普及

(6) 聴覚障害者の文化及びスポーツの振興

(7) 聴覚障害者のスポーツ、及び文化並びに福祉功労に関する表彰

(8) その他この法人の目的を達するために必要な事業

2019年度活動指針

■2019年度は、北海道ろうあ連盟創立70周年となり、諸先輩が取り組んできた想いを受け継ぎ全道ろうあ者大会を「創立70周年記念大会」とし、北海道ろうあ連盟の「70年のあゆみ」を発行します。

また、昭和49年12月9日に公立聴覚言語障害者総合専門センター建設を求めて道議会に請願書を提出しました。そして、平成11年9月27日に道議会議長に「聴覚障害者の社会参加を促進する道立の聴覚障害者センターの早期実現を求める陳情書を21万6,100筆提出しました。あれから45年経過した今、念願の聴覚障害者情報提供施設の開設に向けて事業が始まろうとしています。

私たちの事業は「聞こえない人も聞こえる人も情報格差のない社会」を作ることであり、北海道のどこでも手話を学べる遠隔手話講習会や手話通訳者が不在の地域における遠隔手話サービスの取り組みは、まだ始まったばかりです。

今やICT（情報通信技術）を導入した事業が社会に広がっています。広大な北海道に合ったICT事業を使った事業がこれから課題となります。

2019年4月18日現在で手話言語条例は北海道で24自治体、全国で271自治体と「手話は言語」の認識が社会に広まりつつあります。

全国の約14%の自治体が手話言語条例を制定しているのです。ろう者として手話に誇りをもって生きる社会を作るため北海道ろうあ連盟は運動と事業で「共生社会」の実現を目指します。

1. 障害者権利条約にある理念に則り、手話による社会的障壁の除去をめざして

- 1) 「手話言語法（仮称）」を制定し、社会のあらゆる分野で手話が日本語と同等に位置づけられ、使われるようにしていく。
- 2) 情報・コミュニケーション法（仮称）を制定し、情報アクセスと情報アクセシビリティの保障を社会に創っていく。
- 3) 「手話通訳士法（仮称）」を制定し、誰もが必要な時に手話通訳が保障される社会にしていく。

2. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の目的達成のために

- 1) 道内市町村に手話条例をつくり、手話が通じ合える環境を創っていこう。
- 2) 障害を理由とした差別、不平等、不合理なことをなくし、社会に参画していこう。

3. 聴覚障害者情報提供施設を聴覚障害児・者の福祉、教育、労働環境充実の推進施設にしよう。

- 1) 情報・コミュニケーションのアクセスに困難を抱える国民を支援する施設にしていこう。
- 2) 災害時に対応できる情報発信設備を拡充していこう
- 3) 手話通訳、要約筆記、盲ろう者触手話通訳、移動支援などの人材を育成、派遣出来る施設にしていこう。

4. ろう者の雇用と職場における情報及び支援環境の保障を求める。

- 1) ろう者が働きやすい職場環境づくりと、「聴覚障害」の特性を踏まえた合理的配慮の提供を求めるとともに、ろう者の職業開拓・技能習慣の機会づくりを求める。
- 2) 職業安定所へ手話協力員の常勤設置及び身分保障を求めるとともに、手話協力員委嘱要領の改善を求める。
- 3) 障害者介助など助成金制度の手話通訳派遣の給付期間、給付額上限設定の撤廃などを求め、企業が利用しやすい制度への改善を求める。

5. 聴覚障害者教育の充実と発展のために

- 1) 聴覚障害児の学力的、集団的発達を保障し、ろう者として生きる力を育てるろう教育を求める。
- 2) 学校現場における聴覚障害への理解を深めるとともに教職員への手話研修の義務付けを求める。
- 3) 聴覚障害者教員の積極的な採用及びろう学校教員の専門性を尊重した人事異動を求める。
- 4) ろう学校の単独障害学校としての存続、ろう学校の名称存続を求める。
- 5) ろう学校での職業教育の内容・設備につき、人的・物的両面での充実を求める。

- 6) 聴覚障害者の高等教育、生涯教育の場においても手話通訳等の情報保障を図り、教育を受ける権利が保障されるよう求める。

6. 福祉制度の充実のために

- 1) 日常生活用具の範囲拡充と給付制限の撤廃を求める。
- 2) 障害基礎年金の所得による支給制限の撤廃を求める。
- 3) テレビ放送には、手話と字幕の義務付け、映画や DVD などの映像作品全てに字幕を求める。
- 4) 全ての政見放送に手話通訳及び字幕付与の義務付けを求める。
- 5) ろう者が安心して使える「緊急放送・通信システム」の確立と、公的施設・避難所に『アイ・ドラゴン』設置を求める。
- 6) 福祉サービスを利用する際の応益負担撤廃を求める。
- 7) 日本語と同等の言語として、手話の獲得、習得使用、保存を求めていこう。

7. ろう重複障害者が働き、生活できる社会の実現のために

- 1) ろう重複障害児への教育を一層充実させるとともに卒業後の労働、生活、発達権の保障を求める。
- 2) ろう重複障害者の生活と職業実態を明らかにするよう求める。
- 3) ろう重複障害者の発達保障のため、生活・労働施設の拡充と必要な人件費の制度的保障を求める。
- 4) ろう重複障害者のための共同作業所やろう者が対象のデイサービス活動に支援を求める。

8. 手話通訳制度の法的確立のために

- 1) 手話通訳士資格を国家資格にし、専門性を高めていこう。
- 2) 手話通訳士を公的機関に正規職員として、一定数採用することを求めていこう。
- 3) 手話通訳コーディネート業務を制度的に確立し、健康を守る体制の確立につなげていこう。
- 4) 手話通訳者を『選挙運動に従事する者』に含めず、中立・公正を基本とし、公務員の通訳者も政見放送が担えるようにしていこう。

9. ろうあ者相談員の全道設置のために

- 1) 相談員を設置し、人件費の保障を求めていこう。
- 2) 国に対してろうあ者相談員制度の創設を求める。
- 3) ろうあ者相談員を正職員として採用することを求める。
- 4) ろうあ者相談員の専門性確立と資質向上のため、国による継続的な研修制度を求める。

10. 文化・スポーツ活動を推進するために

- 1) ろう者による美術・演劇・文芸などの文化活動を広げ、進めることができる条件整備を求める。
- 2) 生涯スポーツ及び競技スポーツ活動を広げることを求める。
- 3) 誰もが健康で豊かにスポーツを楽しめることができる条件整備を求める。
- 4) デフリンピックをパラリンピックと同等に位置づけること、理解を広めることを求める。

11. ろう高齢者のために

- 1) ろう高齢者には、利用する制度、手続きの全ての段階で、充分なコミュニケーション保障を求める。
- 2) ろう高齢者専門施設の増設と職員の人件費増額を求める。

12. 北海道ろうあ連盟の組織強化のために

- 1) 連盟・加盟協会が一体となつたろうあ運動を進めることにより、会員一人ひとりの声を活かす取り組みを行い、連盟会員の拡大を図る。
- 2) 道に対して具体的な施策の提言、要望を行う組織をめざして、運動を展開していく。
- 3) 「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者拡大、出版物の普及、全国手話研修センター後援会への加入促進他、新たな事業展開により、連盟と加盟協会の財政基盤確立と運動の強化を図る。

【長期活動方針】

- 「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」の制定を実現させよう
- 社会保障制度の充実をめざし、安心して利用できる社会資源の保障を求める
- 手話を法的に言語と位置づけた手話通訳制度をつくろう
- ろう児の手話言語による教育を受ける権利の保障を求める
- ろう者の雇用と職場における情報・支援環境の保障を求める
- 各種映像作品への手話言語と字幕の付与の拡充により、格差のない情報保障を図り、より豊かな文化生活を営むことを求める

【事業体制について】

私たちの言語である「手話」を守り、権利擁護、福祉向上に関わる事業である聴覚障害者情報提供施設の事業拡大を図り、公益社団法人として安定した運営をしていく。北海道ろうあ連盟は聞こえない人も聞こえる人も情報格差のない共生社会を作るため事業を守り組織強化につながる運営を目指します。

- 手話言語条例の促進に取り組みます
- 正職員を増やし働きやすい環境作り
- 専門集団として手話事業の展開
- ろう職員を増やし、ろう者の雇用の拡大を目指す
- 教育・研修体制の充実

【公益目的事業】

手話に関する事業

■手話通訳者の設置・派遣

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を設置・派遣する。

① 手話通訳者設置事業（北海道補助事業）

北海道の補助を受けて、各振興局・北海道ろうあ連盟に1人ずつ合計12人の手話通訳者を配置し、依頼に応じ手話通訳者をコーディネート・派遣する。

② コミュニケーション支援事業（市町村委託事業）

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（意思疎通支援事業）を実施する市町村から委託を受け依頼に応じ手話通訳者・手話奉仕員をコーディネートし設置・派遣を行う。なお、2012年度から北海道は広域派遣をスタートさせたが、これは道内どの市町村窓口においても手話通訳が受けられることを目的とし、現在は全道各市町村（札幌市を除く）が委託契約を北海道ろうあ連盟と締結している。

③ 手話通訳者派遣事業（一部北海道委託事業）

上記①・②のほか、北海道からの委託を受けて、依頼に応じ手話通訳者を派遣するとともに、必要があると認められるときも手話通訳者を派遣する。

④ 遠隔手話サービス

宗谷振興局・根室振興局の手話通訳者の置かれていない地域にタブレット等を使って遠隔手話通訳を行う。

● 連盟各部・委員会等の活動に対する支援

◎北海道手話通訳派遣センター運営委員会

第1回 2019年 6月1日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第2回 2019年11月16日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

第3回 2020年 2月15日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

◎北海道手話通訳者健康問題対策委員会

2020年1月18日（土） 道立道民活動センター（かでる2・7）

■手話通訳者・手話通訳士の養成

① 手話通訳者養成講座の開催（北海道委託事業）

北海道の委託を受けて、手話奉仕員養成カリキュラム等を修了した者を対象として手話通訳者養成講座を開催する。

目的：手話通訳者に必要な理念、知識、技術の育成を図り、手話通訳者を養成し、聴覚障害者の福祉増進に寄与することを目的として開講する。

内容及び日程：

- ◆厚生労働省から提示された「手話通訳者の養成カリキュラム（通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ）」に基づいて実施する。
- ◆2019年4月～11月（原則月1回、土・日に行う）「養成講座日程表」通り実施する。（10月は月2回）
- ◆今年度は、札幌会場（かでる2・7）と釧路会場（釧路市交流プラザさいわい）

【養成講座 開催予定日】

4月	13日（土）・14日（日）	札幌・釧路	開講式
5月	11日（土）・12日（日）	札幌・釧路	
6月	8日（土）・9日（日）	札幌・釧路	
7月	13日（土）・14日（日）	札幌・釧路	
8月	10日（土）・11日（日）	札幌・釧路	
9月	21日（土）・22日（日）	札幌・釧路	
10月	5日（土）・6日（日）	釧路	
	12日（土）・13日（日）	札幌	
	26日（土）・27日（日）	札幌・釧路	
11月	23日（土）・24日（日）	札幌・釧路	閉講式
12月	7日（土）	札幌・釧路・函館・旭川	統一試験

② 現任（登録）手話通訳者研修会の開催

手話通訳者として北海道ろうあ連盟に登録されている者を対象として、その知識・技術の維持・向上を図る研修会を開催する。（年3回：全道各地で開催）

③ 手話通訳士育成研修会の開催

手話通訳者として登録されている者を対象として、手話に関する厚生労働大臣認定資格である「手話通訳士」の取得を支援するため、研修会を開催する。

手話通訳士育成講座

日 時：2019年7月20日（土）13：30～21日（日）16：00
会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）
（札幌市中央区北2条西7丁目 10階1050会議室）
主 催：（公社）北海道ろうあ連盟北海道手話通訳派遣センター養成・研修部
定 員：20名
対象者：本年度の手話通訳士試験に挑戦する者
内 容：講義＝手話通訳制度の歴史（運動・取組経過から通訳士制度の実現まで）
：手話通訳士試験の内容
技術＝7つのポイントの振り返り、口頭読み取り、聞き取り表現、模擬試験

④ 手話通訳者養成講師育成研修会の開催

手話通訳者として登録されている者及び聴覚障害者を対象として、手話通訳者の養成に当たる講師となる人材を確保するため、研修会を開催する。

目 的：手話通訳者養成を担う講師育成を目的とする。

主 催：公益社団法人 北海道ろうあ連盟

後 援：社会福祉法人北海道共同募金会

日 程：2019年8月31日（土）9時30分～9月1日（日）15時30分

会 場：道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2西7 8階820研修室）

内 容：厚生労働省から提示された「手話奉仕員養成課程（基礎）及び手話通訳養成課程（基本）」に基づいて実施する。

講 師：岩本重雄（いわもとしげお）氏（京都市聴覚言語障害センター
地域第一福祉部 養成・情報支援課課長）

受講対象者及び定員：50名

●手話奉仕員養成課程（入門・基礎）の講師を目指す者。

●手話奉仕員養成課程（入門・基礎）の講師経験者。

■手話の普及

聴覚障害者のコミュニケーション手段である手話の普及を図る。

① 研究集会の開催

北海道手話通訳者問題研究会集会の開催（北海道手話通訳問題研究会と共に開催）

日 時：2019年7月6日（土）～7日（日）

会 場：帯広市グリーンプラザ（帯広市公園東町3丁目）

② 手話講師の派遣

手話や聴覚障害の普及・啓発を図るために講師を派遣する。

聴覚障害者の福祉の推進に関する事業

■聴覚障害者に対する支援

聴覚障害者の日常生活等を支援する事業を行い、聴覚障害者の福祉を増進する。

① ろうあ者相談員設置事業（北海道補助事業）

北海道の補助を受けて、ろうあ者相談員として1人を配置し、聴覚障害者・福祉団体・市町村等からの相談に応じ、必要な支援を行う。

② 字幕ビデオライブラリー事業（北海道委託事業）

北海道の補助を受けて、（社福）聴力障害者情報文化センターと連携し、字幕・手話付き映像作品の貸し出し業務を行い、併せて手話や字幕を付した映像（動画）を作成し、一般公開する。

・北海道知事ワープ動画作成

・対象：You Tube にて配信し聴覚障害者だけでなく、全ての道民が視聴できる。

③ 全道ろうあ者相談員・全道専任手話通訳者研修会の開催

ろうあ者相談員・専任手話通訳者の資質の向上を図るため、福祉に関する諸問題を討論する研修会を開催する。

目 的：ろうあ者福祉に関する諸問題を専門的に研修し、その早期解決と相談員並びに通訳者の資質向上を図ることを目的とする。

日 時：2019年10月16日（水） 9:30～17:00

2019年10月17日（木） 9:30～15:30

会 場：道民活動センタービル（かでる2・7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 4階大会議室）

参加対象：いざれかに該当する方を参加対象とする

●ろうあ者相談員として業務を行っているもの

●専任手話通訳者として業務を行っているもの

●業務に手話通訳が位置付けられているもの

聴覚障害者福祉に関する普及・啓発

聴覚障害者福祉に関する普及・啓発を図り、聴覚障害者の福祉を増進する。

① 第60回全道ろうあ者大会

目的：全道の聴覚障害者とそれに関わる福祉・教育・労働・医療等の関係者が一堂に会し、聴覚障害者の社会的自立とノーマライゼーション理念の確立を目指して研鑽を深めると共に、情報交換・相互連携を密にすることにより、豊かな社会に貢することを目的とする。

主 催：公益社団法人 北海道ろうあ連盟

主 管：一般社団法人 旭川ろうあ協会

開催日：2019年9月6日(金)～9月8日(日)

会 場：旭川市民文化会館（旭川市7条通9丁目）

参加人数：800名（予定）

日付	時間	内 容	会 場
9月6日(金)	13:00～17:00	北海道ろうあ連盟理事会	旭川市民文化会館 第二会議室
	18:00～20:00	運営委員・実行委員・通訳者合同会議	
9月7日(土)	9:00～12:00	リハーサル	市民文化会館 大ホール
	12:30～	各セミナー・つどい受付	各会場
	13:00～15:30	聴覚障害セミナー（手話）	市民文化会館 大ホール
	13:00～15:30	聴覚障害セミナー（福祉）	市民文化会館 大会議室
	13:00～15:30	青年のつどい	ときわ市民ホール 多目的室
	13:00～15:30	女性のつどい	勤労者福祉会館 中会議室
	13:00～ 翌9:30	高齢者のつどい（講演・社会見学）	白金温泉
		高齢者のつどい（交流）	白金温泉
	13:00～16:30	日帰り観光ツアー	旭川市内

	18:30～20:30	記念パーティー (北海道ろうあ連盟創立70周年記念)	OMO 7 (旧旭川グランドホテル)
9月8日（日）	9:30～	受付	市民文化会館 大ホール
	9:50～	オープニングセレモニー	
	10:00～12:00	大会式典	
	12:00～13:00	休憩	
	13:00～13:50	記念講演	
	14:00～14:30	アトラクション	
	14:35～15:00	フィナーレ	
9月7日～8日 (土・日)	書籍販売・福祉機器展・写真展示等		市民文化会館 大ホールホワイエ
	保育（託児）		文化会館和室

② ろうあ者労働問題フォーラム

目的：聴覚障害者の安定した職場環境作りや聴覚障害者ゆえに起因する労働問題を社会に提言していき、聴覚障害者の労働問題改善を図ることを目的とする。

このフォーラムは北海道ろうあ連盟加盟会員が全道の職業安定所手話協力員とともに研修と情報交換を行い、聴覚障害者の労働問題の取り組みを促進する。

日 時：2019年9月29日（日） 9：00～15：00

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 7階730研修室）

内 容：「アイドラゴン普及を通してろうあ者との出会い」（仮）

講 師：西田浩文（にしだ ひろふみ）氏（株式会社アステム）

③ スポーツリーダー育成研修会

目的：北海道のろう者がスポーツを通して、ろう者スポーツに関する知識などを学習し、各協会・各競技団体との親交を深め、北海道のろう者スポーツを発展するために開催するものである。

会合名：公益社団法人北海道ろうあ連盟スポーツリーダー育成研修会

開催日：2020年 1月19日（日）

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 7階730研修室）

【収益事業】

出版等事業

＜事業の概要＞

物品の販売等を行い、その収益を公益目的事業その他の事業及び法人の管理運営に要する費用に充てる。

- ① 出版事業（書籍の制作・販売、（一財）全日本ろうあ連盟が扱う書籍の販売）
- ② 手話カレンダー等事業（手話カレンダー・手話テキスト等の物品の販売）
- ③ 自動販売機手数料事業（道の施設への自動販売機3台の設置の仲介）
- ④ 北海道ろうあ連盟創立70周年記念誌「70年のあゆみ」

【其他の事業】

連盟活動推進事業

■聴覚障害者福祉推進事業

- ① 機関紙「北聴」の発行

機関紙を発行し、聴覚障害者福祉及び連盟活動について情報の提供を行う。

発行 年4回

- ② リーダー育成研修会（合同研修会）の開催

ろうあ運動の課題解決や組織強化を担うリーダーを育成するため、研修会を開催する。

日 時：2019年11月2日（土）～3日（日）

会 場：道立道民活動センター（かでる2.7）

（札幌市中央区北2条西7丁目 10階1030会議室）

内 容：テーマ「ろう協会・運動の未来のために」

(A) 北ろう連加盟協会は、会員の減少、高齢化が組織の担い手不足と運動の展開、維持、活力に影響している。

- (B) 協会毎に法人格の有無、事務所の有無、専従者の有無、手話講座以外の公的事業の受託、実施、協会独自事業の実施などができる協会と難しい協会へ2極化している。
- (C) 「北ろう連70周年へ向けての課題（2010年度総括）」も参考しつつ、北ろう連の抱える課題打開（協会の将来を考える）について話し合う。
- (D) これまでの研修会を踏まえ、今年は、札幌協会の事業拡充を学び、地域協会が地元で具体的に取り組めるような内容と手話奉仕員、通訳者新カリキュラムと通訳者派遣制度の全国統一モデル要綱を学び、地域の通訳制度の拡充のための学習を企画する。

③ 聴覚障害者生活訓練事業

聴覚障害者の社会生活に関する各種教室等を開催する加盟団体を支援する。

④ 手話通訳者全国統一試験（委託一部・協力）

過去に北海道手話通訳者養成講座修了者及び同等の知識・技術を有する者を対象に手話通訳者全国統一試験を実施する。

日 時：2019年12月7日（土）

開催地：札幌市・釧路市・函館市・旭川市

⑤ 連盟各部・委員会等の活動に対する支援

◎教育・文化対策部

- 全国ろうあ者大会写真コンテスト入賞会員の作品展示（全道ろうあ者大会）

日 時：2019年9月7日（土）～8日（日）旭川市

- 【協力】名 称：第20回ろう教育フォーラム in 北海道

（聴覚障害教育を考える北海道連絡協議会主催）

日 時：2019年7月28日（日） 道立道民活動センター（かでる2.7）

◎青年部

- 名 称：第32回全道ろうあ青年研究討論会

日 時：2019年（未定）

- 名 称：北海道青年部創立50周年記念事業

日 時：2019年11月23日（土）

◎女性部

- 名 称：第36回全道ろうあ女性交流会及び第29回研修会

日 時：2019年7月20日（土）～21日（日） 名寄市

◎高齢部

- 名 称：高齢部役員会

日 時：2019年7月・2020年2月

- 名 称：高齢部総会
日 時：2020年2月

⑥全国会議・研修会への派遣

◎機関紙部

- 全日本ろうあ連盟機関紙学校 2019年11月（予定）

◎組織部

- 全国ブロック代表者会議
2019年6月14日（金） 宮城県仙台市
2020年1月頃 神奈川県

◎情報・コミュニケーション部

- 第52回全国手話通訳問題研究集会 in 奈良
2019年8月16日（金）～18日（日） 奈良県
- 全国情報・コミュニケーション担当者会議
2019年6月14日（金） 宮城県仙台市

◎教育・文化対策部

- （全日ろう連）ろう教育担当者会議
日 時：2019年8月2日（金）群馬県
- 名 称：第31回ろう教育を考える全国討論集会
日 時：2019年8月3日（土）～8月4日（日） 群馬県高崎市

◎福祉・労働対策部

- 第24回全国職業安定所手話協力員等研修会兼ろうあ者労働問題フォーラム兼全国ろうあ相談員研修会
日 時：2020年1月頃 大阪府

◎青年部

- 名 称：第38回全国ろうあ青年部活動者会議
日 時：2019年8月10日（土） 愛知県
- 名 称：全日本ろうあ連盟青年部発足50周年記念大会
日 時：2019年8月11日（日） 愛知県
- 名 称：第53回全国ろうあ青年研究討論会

日 時：2019年11月2日（土）～4日（月・祝） 長野県

●名 称：第7回東日本幹部研修会

日 時：2019年12月（未定） 富山県

◎女性部

●名 称：第49回全国ろうあ女性集会

日 時：2019年10月25日（金）～27日（日） 沖縄県

●名 称：第46回女性研修会

日 時：2020年1月26日（日） 神奈川（関東ブロック）

◎高齢部

●名 称：第31回全国ろうあ高齢者大会

日 時：2019年9月27日（金）～29日（日） 和歌山県

●名 称：第13回全国ろうあ高齢部代表者研修会

日 時：2020年2月21日（金）～22日（土） 福岡県

文化スポーツ推進事業

聴覚障害者の文化やスポーツを支援し、聴覚障害者の健康で文化的な生活を増進するための事業。

① 文化・スポーツ表彰・助成事業

聴覚障害者の文化・スポーツ活動を振興するため、表彰・助成を行う。

文化・スポーツ委員会の開催

② 全道ろうあ者夏季体育大会に対する助成

聴覚障害者のスポーツ行事として、加盟団体が輪番で開催する「全道ろうあ者夏季体育大会」等について、開催経費の助成その他の支援を行う。

目 的：全道のろうあ者がスポーツを通じて心身を鍛え、積極的な社会参加を推進し、
その福祉の向上に寄与することを目的とする。

名 称：第52回全道ろうあ者夏季体育大会

- 1) 「第47回ボウリング競技」
- 2) 「第32回バドミントン競技」
- 3) 「第20回パークゴルフ競技」
- 4) 「第18回フットサル競技」
- 5) 「第19回ソフトバレーボール競技」

6) 「第7回フロアカーリング競技」
 主 催：公益社団法人 北海道ろうあ連盟
 主 管：苫小牧聴力障害者協会
 開催日：2019年6月21日(金)～23日(日)

日程及び会場：

月 日	時 間	競技種目及び内容	会 場
6/21 (金)	19:00～21:00	合同会議	苫小牧市民活動センター
6/22 (土)	10:00～10:45	主將会議（ボウリング）	苫小牧市総合体育館
		〃（バドミントン）	
		〃（パークゴルフ）	
		〃（フットサル）	
		〃（フロアカーリング）	
6/22 (土)	11:00～11:45	総合開会式	苫小牧市総合体育館
	13:00～13:30	各競技開会式	各競技会場
	13:30～17:00	ボウリング競技（団体戦）	苫小牧中央ボウル場
		バドミントン競技（第1日目）	苫小牧市総合体育館
		パークゴルフ競技（団体戦）	苫小牧市糸井ゴルフパーク 54
	17:30～18:00	フットサル競技	苫小牧市総合体育館
		フロアカーリング競技	苫小牧市福祉ふれあいセンター
		主將会議（ソフトバレーボール）	苫小牧市総合体育館
6/23 (日)	9:00～17:00	ボウリング競技（個人戦）	苫小牧中央ボウル場
		バドミントン競技（第2日目）	苫小牧市総合体育館
		パークゴルフ競技（個人戦）	苫小牧市糸井ゴルフパーク 54
		ソフトバレー開会式・競技	苫小牧市総合体育館
		終了後表彰式	各競技会場

③ 荒木身体障害者スポーツ基金助成事業

荒木身体障害者スポーツ基金から助成を受けて、聴覚障害者のスポーツ行事を開催する。

名 称：北海道ろう者ソフトバレー審判講習会及び交流会

日 時：2019年11月中旬

会 場：旭川市内（予定）

法人関係事業

総会・理事会・委員会・会議・道政懇談会の開催

1 「第7回定時社員総会」

日 時：2019年6月2日（日）

会 場：道立道民活動センター（かでる2・7）

2 理事会開催

第1回	2019年 4月20日（土）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第2回	2019年 6月 1日（土）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第3回	2019年 9月 6日（金）	旭川市民文化会館
第4回	2019年11月16日（土）・17日（日）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第5回	2020年2月15日（土）・16日（日）	道立道民活動センター（かでる2・7）

3 三役会議開催

第1回	2019年 4月19日（金）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第2回	2019年 5月31日（金）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第3回	2019年 9月 6日（金）	旭川市民文化会館
第4回	2019年11月15日（金）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第5回	2020年 2月14日（金）	道立道民活動センター（かでる2・7）

4 道政懇談会

2019年11月18日（月） 道立道民活動センター（かでる2・7）

5 北海道労働局懇談会 2019年8月 厚生労働省北海道労働局

6 4団体懇談会

第1回	2019年 6月 1日（土）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第2回	2019年11月16日（土）	道立道民活動センター（かでる2・7）
第3回	2020年 2月15日（土）	道立道民活動センター（かでる2・7）

7 手話言語法（仮称）・情報・コミュニケーション法（仮称）制定推進事業

手話言語条例が2019年3月に道内の議会で、北斗市・豊浦町・網走市の3自治体で採択されました。これによって北海道で手話言語条例を制定している自治体は24ヶ所になります。

今後とも道内各地で手話言語条例の制定に働きかけると共に、手話言語法を制定するために全国集会などに積極的に参加して取り組んで行きます。

「手話言語法」と「情報・コミュニケーション法」の早期制定をめざします。